



PDF フォーム操作手順書

第 1.0 版

2020 年 3 月 19 日

変更履歴

項	版数	変更日	変更箇所	変更理由・内容
1	1.0	2020/3/19	全般	新規作成
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

目次

1.PDF フォームとは	5
2.事前準備	6
(1) PDF フォームのダウンロード	6
(2) PDF フォームを Adobe Acrobat Reader でデフォルト表示する設定	6
3.PDF フォームの基本操作	8
(1) 申請書の入力および印刷	8
(2) 入力内容の削除	11
(3) QR コード付き PDF フォームの注意点	11
(4) 印刷上の注意点	13
(5) 別紙の注意点	13
4.技能実習計画認定申請書（省令様式第 1 号）の入力上の注意点	15
(1) 申請者の入力	15
(2) 役員の入力	16
(3) 事業所の入力	17
(4) 送出機関の入力	19
(5) 技能実習生の待遇の入力	19
(6) 入国後講習実施予定表／実習実施予定表の入力	19
5.PDF フォームの記載例	20
(1) 計画認定申請	20
(2) 軽微変更届	29
(3) 事業報告書	32

はじめに

本書は、PDF フォームから申請書を作成するための手順、注意点を記載しています。

1.PDF フォームとは

PDF フォームとは、入力内容のチェック、QR コード生成、および印刷機能を兼ね備えた入力フォームです。対象となる様式は表 1-1 の通りです。

表 1-1.PDF フォームの一覧

No	様式	QR コード付き
1	技能実習計画認定申請書 (省令様式第 1 号)	あり
2	技能実習計画軽微変更届出書 (省令様式第 3 号)	あり
3	事業報告書 (省令様式第 23 号)	

2.事前準備

(1) PDF フォームのダウンロード

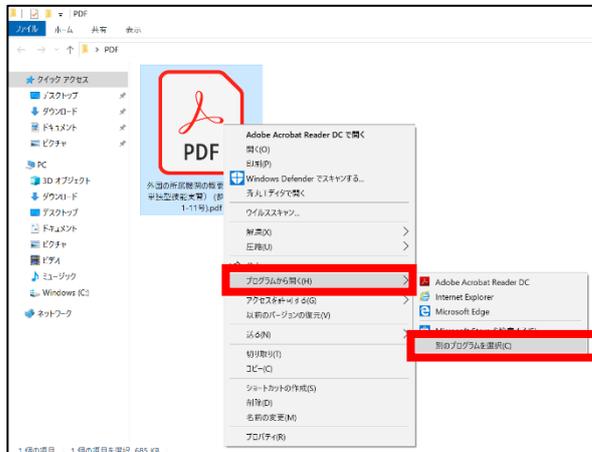
外国人技能実習機構の HP(<https://www.otit.go.jp/youshiki/>)から該当の PDF フォームをダウンロードしてください。

Windows8.1 以上または Mac OS 上に、Adobe Acrobat Reader DC (以降、Adobe Acrobat Reader) がインストールされている場合に利用できます。印刷用のプリンタの解像度は、300dpi 以上としてください。

(2) PDF フォームを Adobe Acrobat Reader でデフォルト表示する設定

PDF フォームを Adobe Acrobat Reader で表示するように設定してください。Windows10 を例に説明します。

- ① PDF フォームを右クリックし、表示された一覧から「プログラムから開く」にマウスポインターを合わせて、「別のプログラムを選択」をクリックします。



② 「このファイルを開く方法を選んでください。」が表示されます。

「Adobe Acrobat Reader」をクリックし、「常にこのアプリを使って.pdf ファイルを開く」にチェックを入れて、「OK」をクリックします。



3.PDF フォームの基本操作

(1) 申請書の入力および印刷

① PDF フォームを起動します。

必須項目は薄黄色、任意項目は薄水色の背景色で表示されます。

別添付式第2号(第1条関係) (日本工業規格JIS K 6820)

変更届出書

技術実習計画 変更届出書

外国人技術実習機構 理事長 殿

届出者

監理団体

外国人の技術実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第17条の規定により下記のとおり変更計画の届出をします。

1 届出番号

2 届出年月日

3 届出内容

4 技能実習生

項目	変更前	変更後	変更年月日
5 変更計画の概略			
6 備考			

(注意)

- 必須欄には、記載をしないこと。
- 変更の日は、この申請を行うまでに、既に実施1条の規定による実施の届出を行い、変更届出書提出後、変更申請を受理している事については記載すること。
- 変更の日は、この申請を行うまでに、既に実施1条の規定による実施の届出を行い、変更届出書提出後、変更申請を受理している事については記載すること。
- 姓字の両立がある場合は姓と名を併せて、姓字の両立を記載すること。
- 年齢は、年齢の変更の理由がわかるよう、具体的な年齢計算の過程を記載して添付するなど、具体的に記載すること。
- 年齢は、年齢の変更の届出に係る届出者の氏名、職名及び職業先のほか、簡易な変更の届出が必要な場合、理由を併せて記載すること。その他任意事項があれば併せて記載すること。

印刷ボタン

② 申請に必要な項目を入力します。

- 入力項目をマウスでクリックします。(キーボードの Tab キー操作による移動もできます)
- テキスト入力以外、項目によってプルダウン選択や、ラジオボタンやチェックボックスによる選択ができます。

(プルダウン選択例)

変更届出書

届出者

2020 年 月 日

監理団体

(ラジオボタンによる選択例)

(電話)

性別 (男 女)

- テキスト入力時、以下の項目は注意が必要です。

郵便番号：3桁半角数字、ハイフン(-)、4桁半角数字

電話番号：半角数字4桁以内(先頭0)、ハイフン(-)、半角数字4桁以内、ハイフン(-)、半角数字4桁以内

認定番号、許可番号、実習実施者届出受理番号：先頭漢字(認/許/実)、半角数字10桁

- 金額、人数の合計値や率は自動計算されます。

③ 入力が完了したら、「申請書印刷」ボタンをクリックし、印刷を行います。

- 入力内容に誤りがある場合

該当する入力項目の背景色が薄赤色となり、エラー画面が表示されます。20件までエラーメッセージが閲覧でき、20件を超える分は件数が表示されます。

エラーメッセージを確認し、入力内容を修正します。

警告: JavaScript ウィンドウ - 省令様式第3号

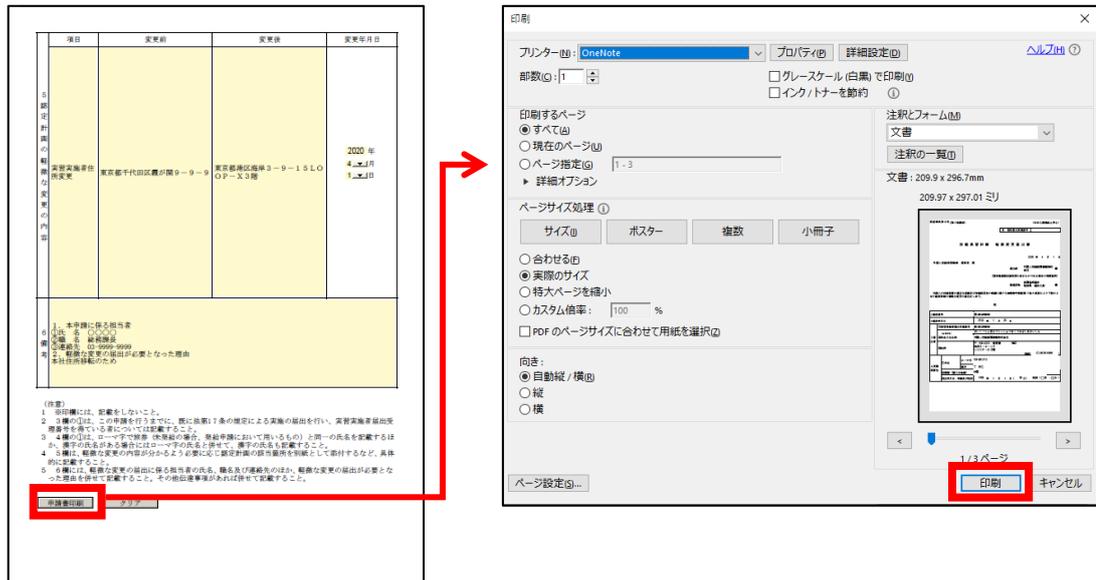
- 作成日(月)を入力してください。
- 作成日を入力してください。
- 届出者を入力してください。
- 認定番号を入力してください。
- 認定年月日(年)を入力してください。
- 認定年月日(月)を入力してください。
- 認定年月日を入力してください。
- 届出者の氏名(又は名称)を入力してください。
- 届出者の氏名(又は名称)を入力してください。
- 届出者の郵便番号を入力してください。
- 届出者の住所(都道府県)を入力してください。
- 届出者の住所(市区郡)を入力してください。
- 届出者の住所(町村番地)を入力してください。
- 届出者の電話番号を入力してください。
- 技能実習生の氏名(ローマ字)を入力してください。
- 技能実習生の国籍を入力してください。
- 技能実習生の生年月日(年)を入力してください。
- 技能実習生の生年月日(月)を入力してください。
- 技能実習生の生年月日を入力してください。
- 技能実習生の年齢を入力してください。

他、7件のエラーがあります。

OK

- 入力内容が正しい場合

印刷画面を表示します。「印刷」ボタンをクリックすると、印刷することができます。



- 入力途中で保存する場合は、「ファイル」から「上書き保存」をクリックします。



(2) 入力内容の削除

「クリア」ボタンをクリックすると、確認画面が表示されます。

「はい」ボタンをクリックすると、入力内容を全て削除します。

The image shows a form with a table and a 'クリア' button. A red arrow points from the 'クリア' button to a JavaScript warning dialog box. The dialog box asks 'フォーム内の全データが削除されます。よろしいですか?' (All data in the form will be deleted. Are you sure?). It has 'はい(Y)' (Yes) and 'いい(N)' (No) buttons. The 'はい(Y)' button is highlighted with a red box.

(3) QR コード付き PDF フォームの注意点

- ① PDF フォームを起動すると、最終ページに QR コードが表示されます。

例) 技能実習計画認定申請書 (省令様式第 1 号)の 1、2 ページ目と最終ページ

(最終ページ)

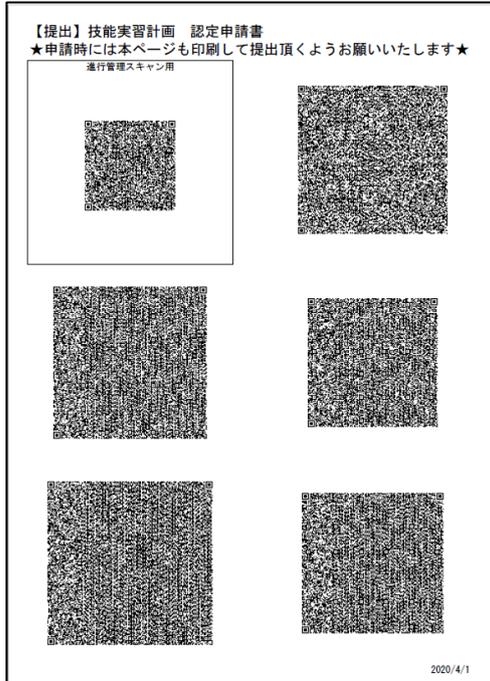
The image shows three screenshots of the '技能実習計画認定申請書' (Form for Recognition of Training Plan for Technical Interns). The first screenshot shows the main form with fields for applicant information and training details. The second screenshot shows a detailed table for the training plan, including columns for '氏名' (Name), '性別' (Gender), and '住所' (Address). The third screenshot shows the final page with QR codes and a submission notice: '【提出】技能実習計画 認定申請書 ★申請時には本ページも印刷して提出頂くようお願いいたします★' (Submission: Training Plan Recognition Application Form. We request that you also print this page when submitting).

② 申請に必要な項目を入力し、「申請書印刷」ボタンをクリックして、印刷します。

入力内容に誤りがなければ、QR コードを生成し、申請書とセットで印刷してください。

プリンタの解像度は 300dpi 以上としてください。

QR コードは申請書とセットで提出してください。



③ 住所／氏名の入力について

- 住所は都道府県、市区郡、町村番地、建物名毎に入力項目を設けております。

入力項目にマウスポインターを近づけると、説明文を表示します。

技 能 実 習 計 画	
作成日： 年 月 日	
①実習実施者届出受理番号	
(ふりがな)	
②氏名又は名称	
③住所	〒
	申請者の住所(都道府県)を入力してください。 (電話)

- 氏名／ふりがなは、姓、名毎に入力項目を設けております。

入力項目にマウスポインターを近づけると、説明文を表示します。

③住所	〒
	(電話)
(ふりがな)	
④代表者の氏名	申請者法人/代表者の氏名(姓)のふりがなを入力してください。
⑤法人番号	

(4) 印刷上の注意点

PDF フォームの「ファイル」から「印刷」をクリックし印刷すると、エラー画面が表示されます。

「OK」ボタンをクリックすると印刷することはできますが、入力内容のチェックや、QR コード作成を正常にすることができないため、「ファイル」からの印刷物は機構に提出しないでください。



(5) 別紙の注意点

PDF フォームの注記に、「別紙のとおり」と記載されている場合に利用します。

利用例として、事業報告書 (省令様式第 23 号_本体)の「実習監理した団体監理型技能実習生の国籍 (国又は地域)及び人数」の入力欄が不足した場合を記載します。

① 別紙の準備

技能実習生の氏名欄が不足し、さらに入力したい場合は、該当する様式の別紙を外国人技能実習機構の HP からダウンロードしてください。ここでは、実習監理した団体監理型技能実習生の国籍および人数を 4 か国以上入力する場合に別紙が必要となります。

(本体)

6 実習監理した団体監理型技能実習生の数	計 人 (第1号 <input type="text"/> 人、第2号 <input type="text"/> 人、第3号 <input type="text"/> 人)
7 実習監理した団体監理型技能実習生の国籍 (国又は地域)及び人数	<input type="text"/> (<input type="text"/> 人)
	<input type="text"/> (<input type="text"/> 人)
	<input type="text"/> (<input type="text"/> 人)

6	7 欄は、報告対象技能実習事業年度内に実習監理した団体監理型技能実習生の国籍 (国又は地域) 及び人数について記載すること。その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
7	9 欄は、報告対象技能実習事業年度内に講習を受講した者の全てについて記載すること。受講した者が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

4.技能実習計画認定申請書 (省令様式第 1 号)の入力上の注意点

本申請書は QR コード付き PDF フォームであるため、入力ルールを取り決めています。

(1) 申請者の入力

申請者は 3 件まで入力することができ、2 件目以降は別紙を準備して入力します。

- ① 1 件目は、本体に入力します。
- ② 2 件目は、別紙 2 の申請者の番号を'2'と入力してご利用ください。
- ③ 3 件目は、別紙 2 を新たに準備し、申請者の番号に'3'を入力してご利用ください。

(本体)

(別紙 2)

(2) 役員の入力

役員は申請者毎に 80 件まで入力することができます。申請者毎に別紙を準備して入力します。本体に入力することはできません。

① 1 件目の申請者の場合

- 別紙 1 の申請者の番号を'1'、ページ番号を'1'と入力してご利用ください。
- 役員は 8 件まで入力できますが、不足する場合は、新たに別紙 1 を準備して入力します。申請者の番号は'1'のまま、ページ番号は'2'を入力してご利用ください。入力が不足する場合は、新たに別紙 1 を準備し、ページ番号を 1 つ増やしてご利用ください。

② 2 件目の申請者の場合

- 別紙 1 の申請者の番号を'2'、ページ番号を、'1'と入力してご利用ください。
- 役員は 8 件まで入力できますが、不足する場合は、新たに別紙 1 を準備して入力します。申請者の番号は'2'のまま、ページ番号は'2'を入力してご利用ください。入力が不足する場合は、新たに別紙 1 を準備し、ページ番号を 1 つ増やしてご利用ください。3 件目も同様な要領で入力します。
- 別紙 1 の申請者の番号は、1～3 まで、ページ番号は、1～10 まで入力が可能です。

(本体)

(別紙 1)

(3) 事業所の入力

事業所は申請者毎に 40 件まで入力することができ、1 事業所につき、技能実習指導員、生活指導員は事業所毎に各 5 名まで入力することができます。

1 事業所で技能実習指導員、生活指導員が複数になる場合、もしくは 2 事業所以降は別紙を準備して入力します。

① 1 件目の申請者に対し、事業所が 1 件の場合

- 1 人目の技能実習指導員、生活指導員は本体に入力します。
- 技能実習指導員、生活指導員の 2～5 人を別紙 3 に入力します。
- 申請者の番号は'1'、事業所の番号は'1'と入力します。

(本体)

別記様式第 1 号 (第 4 条第 1 項関係) (日本工業規格 A 列 4)
第 2 画 A・B・C・D・E・F
技能実習計画
作成日: 年 月 日

1 申請者
1 申請者
①実習実施希望出受理番号
②氏名又は名称
③住所
④代表者の氏名
⑤法人番号
⑥役員
⑦業種
2 技能実習を行わせる事業所
①名称
②所在地
③技能実習責任者の氏名及び役職名

④技能実習指導員の氏名及び役職名
⑤生活指導員の氏名及び役職名
3 技能実習生
①氏名
②国籍
③生年月日
④導出期間
4 技能実習の区分
5 技能実習の内容
6 技能実習の目標
7 前段階の目標の達成状況
8 技能実習の期間及び時間数

(別紙 3)

別記様式第 1 号 (第 4 条第 1 項関係) 別紙 3 (日本工業規格 A 列 4)

申請者の氏名又は名称	[Red Box]		
ページ番号	① 番目の申請者 (本体に記入した申請者は 1 番目の申請者) ② 番目の事業所 (本体に記入した事業所は 1 番目の事業所) <small>※正しいページ番号を入力してください。</small>		
① 名称	(ありがた)		
	〒		
② 所在地	(ありがた)		
	(郵便)		
2 技能実習を行わせる事業所	③ 技能実習責任者の氏名及び役職名	役職名	
		役職名	
④ 技能実習指導員の氏名及び役職名	(ありがた)	役職名	
		役職名	

2 技能実習を行わせる事業所	(ありがた)	役職名	
	⑤ 生活指導員の氏名及び役職名	役職名	
		役職名	
		役職名	
		役職名	

(注意)

- 1 本体に記入した技能実習を行わせる事業所において、④または⑤が複数人の場合には一人目を別記様式第 1 号本体に記載し、二人目以降を別記様式第 1 号別紙 3 に記載すること。
- 2 技能実習を行わせる事業所が複数ある場合には、1 番目の事業所を別記様式第 1 号本体に記載し、2 番目以降の事業所を別記様式第 1 号別紙 3 に記載すること。
- 3 技能実習を行わせる事業所が複数あるときに、別記様式第 1 号別紙 3 には、2 番目の番号を必ず記入すること。
- 4 技能実習を行わせる事業所が複数あるときに、別記様式第 1 号別紙 3 を複数提出する場合には、番号は 2 番目の番号とする。
- 5 申請者及び事業所の番号は、省令様式第 1 号別紙 1 及び別紙 2 に記入した番号と関連するように記入すること。なお、省令様式第 1 号本体に記入した申請者及び事業所は「1 番目の申請者、1 番目の事業所」となる。

申請書印刷 クリア

② 1 件目の申請者に対し、事業所が複数の場合

- 技能実習指導員、生活指導員の 1～5 人を別紙 3 に入力します。
- 申請者の番号は'1'、2 事業所以降は、別紙 3 に入力します。
- 申請者の番号は'1'、事業所の番号は'2'以降を入力してください。

③ 2 件目の申請者の場合

- 技能実習指導員、生活指導員の 1～5 人を別紙 3 に入力します。
- 申請者の番号は'2'、事業所の番号は'1'と入力します。
- 事業所が複数ある場合、2 件目以降を別紙 3 に入力します。事業所の番号は'2'以降を入力してください。

(4) 送出国の入力

技能実習生の送出国は、以下の順序で絞り込みます。

- ① 技能実習生の国籍を選択します。(国籍に関連づく送出国が絞り込まれます)
- ② 送出国の先頭 1 文字を選択します。(該当する送出国が絞り込まれます)
- ③ 送出国を一覧から選択します。

④技能実習指導員の氏名及び役職名		役職名
⑤生活指導員の氏名及び役職名		役職名
3 技能実習生	①氏名	ローマ字 漢字
	②国籍 (国又は地域)	<input type="text"/>
③生年月日、年齢及び性別		年 月 日 (才) 性別 (○男・○女)
④帰国期間		年 月 日 ~ 年 月 日
4 技能実習の区分		
<input type="checkbox"/> A (第一号企業単独型技能実習) <input type="checkbox"/> D (第一号団体監理型技能実習) <input type="checkbox"/> B (第二号企業単独型技能実習) <input type="checkbox"/> E (第二号団体監理型技能実習) <input type="checkbox"/> C (第三号企業単独型技能実習) <input type="checkbox"/> F (第三号団体監理型技能実習)		
5 技能実習の内容	①移行対象職種・作業の場合	コード番号 () 職種名 () 作業名 ()
	②移行対象職種・作業以外の場合	コード番号 () 職種名 () 作業名 ()
③入国後講習		
④実習		
6 技能実習の目標		
①目標の達成		
②前段階の技能実習計画の影響を受け		
7 前段階の目標の達成状況		
8 技能実習の期間及び時間数		

①技能実習生の許可番号	
②技能実習生の許可の別	
③技能実習生の名称	
④技能実習生の住所	
⑤技能実習生の代表者の氏名	
⑥技能実習責任者の氏名	
⑦担当事業所の名称	
⑧担当事業所の所在地	
⑨技能実習指導担当者の氏名	
⑩技能実習生の送出国	
⑪技能実習生の待遇	
⑫技能実習生の労働時間	
⑬技能実習生の労働時間	
⑭技能実習生の労働時間	
⑮技能実習生の労働時間	
⑯技能実習生の労働時間	
⑰技能実習生の労働時間	
⑱技能実習生の労働時間	
⑲技能実習生の労働時間	
⑳技能実習生の労働時間	
㉑技能実習生の労働時間	
㉒技能実習生の労働時間	
㉓技能実習生の労働時間	
㉔技能実習生の労働時間	
㉕技能実習生の労働時間	
㉖技能実習生の労働時間	
㉗技能実習生の労働時間	
㉘技能実習生の労働時間	
㉙技能実習生の労働時間	
㉚技能実習生の労働時間	
㉛技能実習生の労働時間	
㉜技能実習生の労働時間	
㉝技能実習生の労働時間	
㉞技能実習生の労働時間	
㉟技能実習生の労働時間	
㊱技能実習生の労働時間	
㊲技能実習生の労働時間	
㊳技能実習生の労働時間	
㊴技能実習生の労働時間	
㊵技能実習生の労働時間	
㊶技能実習生の労働時間	
㊷技能実習生の労働時間	
㊸技能実習生の労働時間	
㊹技能実習生の労働時間	
㊺技能実習生の労働時間	
㊻技能実習生の労働時間	
㊼技能実習生の労働時間	
㊽技能実習生の労働時間	
㊾技能実習生の労働時間	
㊿技能実習生の労働時間	

(5) 技能実習生の待遇の入力

休日、休暇、技能実習生が定期的に負担する費用は、詳細な項目を設けております。

①休日	<input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土
	日 日 日 日 日 日

(6) 入国後講習実施予定表／実習実施予定表の入力

PDF フォームは設けていないため、従来どおり、Word 文書にて作成してください。

5.PDF フォームの記載例

PDF フォームの記載例をまとめています。

(1) 計画認定申請

省令様式第1号(本体) : 1 / 8ページ

別記様式第1号(第4条第1項関係) 第1面 A・B・C・D・E・F	(日本工業規格A列4)
※ 認定番号	
技能実習計画 認定申請書	
2020年2月1日	
外国人技能実習機構 理事長 殿	
申請者	外国人技能実習機構株式会社 代表取締役 機構太郎
次の技能実習計画について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第8条第1項の認定を申請します。	
_____ (団体監理型技能実習に係るものである場合)	
申請に係る技能実習計画の作成につき、申請者を指導したことを証明します。	
監理団体	法厚協同組合 理事長 組合太郎
_____ (注意)	
1 第1面上方の申請者欄には、申請者の氏名又は名称を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。	
2 ※印欄には、記載しないこと。	

省令様式第 1 号 (本体) : 2 / 8 ページ

別記様式第 1 号 (第 4 条第 1 項関係) (日本工業規格 A 列 4)
 第 2 面 A・B・C・D・E・F

技 能 実 習 計 画

作成日: 2020 年 2 月 1 日

1 申請者	①実習実施者届出受理番号	実1904999999		
	(ふりがな) ②氏名又は名称	がいこくじんぎのうじっしゅうきこうかふしきかいしゃ 外国人技能実習機構株式会社		
	③住所	〒 108-0022 東京都 港区 海岸 3-9-15 LOOP-X 3 階 (電話 03-999-9999)		
	(ふりがな) ④代表者の氏名	きこう	たろう	
		機構	太郎	
	⑤法人番号	9999999999999		
	(ふりがな) ④従業員の氏名、役職名及び住所	氏名	役職名	住所
		①		〒 -
		②		〒 -
		③		〒 -
④			〒 -	
⑤			〒 -	
⑥		〒 -		
⑦業種	大分類 (E , 製造業) 小分類 (099, その他の食品製造業)			
2 技能実習を行わせる事業所	(ふりがな) ①名称	きこうかふしきかいしゃ 機構株式会社大阪工場		
	②所在地	〒 999-9999 大阪府 大阪市 大阪区大阪町〇-〇-〇 大阪 G J K ビル 100 階 (電話 06-9999-9999)		
	(ふりがな) ③技能実習責任者の氏名及び役職名	きこう	いちろう	役職名 工場長
	機構	一郎		

省令様式第 1 号 (本体) : 3 / 8 ページ

	(ふりがな) ④技能実習指導員の氏名 及び役職名	きこう ろくろう	機構 六郎	役職名 業務部長
	(ふりがな) ⑤生活指導員の氏名及び 役職名	きこう しちろう	機構 七郎	役職名 総務部長
3 技能 実習生	①氏名	ローマ字	TEI HEIOTU	
		漢字	丁 丙乙	
	②国籍 (国又は地域)	中国		
	③生年月日、年齢及び性別	1990 年 1 月 1 日 (30 才) 性別 (<input type="radio"/> 男 ・ <input checked="" type="radio"/> 女)		
④帰国期間	年 月 (年 月 日 ~ 年 月 日)			
4 技能実習の区分	<input type="checkbox"/> A (第一号企業単独型技能実習) <input type="checkbox"/> D (第一号団体監理型技能実習) <input type="checkbox"/> B (第二号企業単独型技能実習) <input checked="" type="checkbox"/> E (第二号団体監理型技能実習) <input type="checkbox"/> C (第三号企業単独型技能実習) <input type="checkbox"/> F (第三号団体監理型技能実習)			
5 技能 実習の 内容	①移行対象職種・作業の場合	コード番号 (4-9-1)		
		職種名 (そう菜製造業) 作業名 (そう菜加工作業)		
	複数実施の場合	コード番号 () 職種名 () 作業名 ()		
	②移行対象職種・作業以外 の場合			
③入国後講習	第 3 面「入国後講習実施予定表」のとおり			
入国前講習実施の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
④実習	第 4 面「実習実施予定表」のとおり			
6 技能実習の目標	<input type="checkbox"/> 技能検定 (試験名: 、級:) <input checked="" type="checkbox"/> 技能実習評価試験 (試験名: 惣菜製造業技能評価試験、級: 専P) <input type="checkbox"/> その他 (内容:)			
	複数実施の場合	<input type="checkbox"/> 技能検定 (試験名: 、級:) <input type="checkbox"/> 技能実習評価試験 (試験名: 、級:) <input type="checkbox"/> その他 (内容:)		
7 前段 階の目 標の達 成状況	①目標の達成	<input type="checkbox"/> 技能検定 (試験名: 、級:) <input checked="" type="checkbox"/> 技能実習評価試験 (試験名: 惣菜製造業技能評価試験、級: 初級) <input type="checkbox"/> 技能検定 (試験名: 、級:) <input type="checkbox"/> 技能実習評価試験 (試験名: 、級:) <input type="checkbox"/> その他 (内容:)		
		複数実施の場合	<input type="checkbox"/> 技能検定 (試験名: 、級:) <input type="checkbox"/> 技能実習評価試験 (試験名: 、級:) <input type="checkbox"/> その他 (内容:)	
	②前段階の技能実習計画の 認定番号	認1804999999		
8 技能実習の期間及び時間数	延べ期間 2 年 0 月 0 日 日間 (2019 年 4 月 1 日 ~ 2020 年 3 月 10 日) 合計時間 3,840 時間 (入国後講習 時間、実習 時間)			

省令様式第 1 号 (本体) : 4 / 8 ページ

9 団体 監理型 技能実習	①監理団体の許可番号	許1904999999		
	②監理団体の許可の別	<input checked="" type="checkbox"/> 一般監理事業 <input type="checkbox"/> 特定監理事業		
	(ふりがな) ③監理団体の名称	ほうこうきょうどうくみあい 法厚協同組合		
	④監理団体の住所	〒 999-9999 東京都 港区 海岸〇-〇-〇 (電話 03-0000-0000)		
	(ふりがな) ⑤監理団体の 代表者の氏名	くみあい 組合	たろう 太郎	
	(ふりがな) ⑥監理責任者の 氏名	くみあい 組合	じろう 次郎	
	(ふりがな) ⑦担当事業所の 名称	ほうこうきょうどうくみあい 法厚協同組合		
	⑧担当事業所の 所在地	〒 000-0000 東京都 千代田区 霞が関〇-〇-〇 (電話 03-0000-0000)		
	(ふりがな) ⑨計画指導担当者の 氏名	くみあい 組合	たいち 太一	
	⑩取次送出機関の 氏名又は名称	▼		
10 技能 実習生 の 待遇	①報酬	賃金	<input checked="" type="radio"/> 月給 ・ <input type="radio"/> 日給 ・ <input type="radio"/> 時給 220,000 円	
		講習手当	80,000 円	
		その他		円
				円
	②雇用契約期間	期間の定め (<input checked="" type="radio"/> 有 (2020 年 4 月 1 日 ~ 2022 年 3 月 31 日) ・ <input type="radio"/> 無)		
③労働時間及び 休憩	08 時 00 分 ~ 17 時 00 分 (休憩 : 12 時 00 分 ~ 13 時 00 分)			
④所定労働時間	年間 1,920 時間 / 週平均 36.82 時間			
⑤休日	<input type="checkbox"/> 日 <input checked="" type="checkbox"/> 月 <input checked="" type="checkbox"/> 火 <input checked="" type="checkbox"/> 水 <input checked="" type="checkbox"/> 木 <input checked="" type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 祝日 22 日 夏季休暇 5 日 年末年始 6 日 日 日			

省令様式第 1 号 (本体) : 5 / 8 ページ

⑥休暇	年次有給休暇 (6 か月継続勤務した場合)	10 日		
		日		
		日		
		日		
⑦宿泊施設	当社社員寮○○○号室 所在地: 京都府○○市○○町○-○-○			
	〒 000-0000 京都府 京都市 中京区○-○-○			
⑧技能実習生が 定期に負担する 費用	食費	13,000 円	居住費	5,000 円
	その他 水道光熱費他 (月当たり)		4,000 円	
				円
				円
				円
11備考	担当者 機機株式会社 総務部長 機機七郎 連絡先 電話○○○-○○○-○○○ (内線○○○○)			

(注意)

- 1 1欄の①は、この申請を行うまでに、既に法第17条の規定による実施の届出を行い、実習実施者届出受理番号を得ている者については記載すること。
- 2 1欄の④及び⑥について、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 1欄の⑦は、日本標準産業分類の大分類及び小分類の記号及び名称を記載すること。
- 4 2欄について、技能実習を行わせる事業所が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 3欄の①は、ローマ字で旅券(未発給の場合、発給申請において用いるもの)と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
- 6 3欄の④は、第3号技能実習に係る申請である場合には、第2号技能実習の終了後第3号技能実習の開始までの間における本国への帰国期間(帰国する予定の期間を含む。)を記載すること。
- 7 5欄の①及び②について、移行対象職種・作業である場合には、主務大臣が別途定めるコード表を参照した上でコード番号、職種名及び作業名を記載すること。移行対象職種・作業でない第1号技能実習に係る技能実習計画である場合には、技能実習の内容が分かるように具体的に記載すること。
- 8 5欄の①について、複数の職種及び作業を実施する場合には、技能検定又は技能実習評価試験の合格に係る目標を定めた職種及び作業については、コード番号、職種名及び作業名を記載し、その他の職種及び作業については、複数実施の場合の欄にコード番号を全て記載すること。また、複数の職種及び作業を実施する理由を11欄に記載すること。
- 9 5欄の③及び④は、技能実習の区分に応じた所定の様式で作成し、提出すること。
- 10 5欄の⑤につき入国前講習を実施している場合には、その内容について別紙により提出すること。
- 11 6欄及び7欄について、複数の職種及び作業を実施する場合には、主たる職種及び作業については、上欄に記載し、主たる職種及び作業以外の職種及び作業については、下欄の複数実施の場合の欄に記載すること。
- 12 6欄について、その他の欄にチェックマークを付す場合には、目標とする業務内容、水準等を具体的に記載すること。
- 13 7欄について、第2号技能実習に係る申請である場合には第1号技能実習に係る技能実習計画において定めた目標の達成状況を、第3号技能実習に係る申請である場合には第2号技能実習に係る技能実習計画において定めた目標の達成状況を記載すること。
- 14 11欄には、認定の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

省令様式第1号(本体) : 6 / 8ページ

別記様式第1号(第4条第1項関係)

(日本工業規格A列4)

第7面 A・B・C・D・E・F

申請者は外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第10条各号に規定する以下に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約します。

○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)(抄)
(認定の欠格事由)

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 二 この法律の規定その他出入国若しくは労働に関する法律の規定(第四号に規定する規定を除く。)であって政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第五十条(第二号に係る部分に限る。))及び第五十二条の規定を除く。)により、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四十二条、第二百六条、第二百八条、第二百八条之二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことに、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 四 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二百八条、第二百三十三条の二若しくは第二百四十四条第一項、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第五十六条、第五十九条若しくは第六十条第一項、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第五十一条前段若しくは第五十四条第一項(同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)第二百二条、第二百三十三条の二若しくは第二百四十四条第一項(同法第二百二条又は第二百三十三条の二の規定に係る部分に限る。)、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第四十六条前段若しくは第四十八条第一項(同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。))又は雇用保険法(昭和四十九年法律第一百六号)第八十三条若しくは第八十六条(同法第八十三条の規定に係る部分に限る。))の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 五 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 六 第十六条第一項の規定により実習認定を取り消され、当該取消の日から起算して五年を経過しない者
- 七 第十六条第一項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合(同項第三号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人が第二号又は第四号に規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。))において、当該取消の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十一号、第二十五条第一項第五号及び第二十六条第五号において同じ。))であった者で、当該取消の日から起算して五年を経過しないもの
- 八 第八条第一項の認定の申請の前五年以内に出入国又は労働に関する法令に關し不正又は著しく不当な行為をした者
- 九 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(第十二号及び第二十六条第六号において「暴力団員等」という。))
- 十 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- 十一 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 十二 暴力団員等がその事業活動を支配する者

○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令(平成二十九年政令第三百三十六号)(抄)

(法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの)

第一条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下「法」という。))第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第一百七十七条(船員職業安定法(昭和二十三年法律第三十号)第八十九条第一項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。))第四十四条第一項の規定により適用される場合を含む。)、第一百八条第一項(労働基準法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。)、第一百九条(同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。))及び第二十号(同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第二百一十一條の規定
- 二 船員法(昭和二十二年法律第一百号)第二百九条(同法第八十五条第一項の規定に係る部分に限る。)、第三百十條(同法第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第四十五条及び第六十六条(同法第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。))の規定に係る部分に限る。))及び第三百一十一條(第一号(同法第五十三条第一項及び第二項、第五十四條、第五十六條並びに第五十八條第一項の規定に係る部分に限る。))及び第三号に係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五條第一項の規定(これらの規定が船員職業安定

省令様式第 1 号 (本体) : 7 / 8 ページ

法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。))

三 職業安定法 (昭和二十二年法律第四百十一号) 第六十三条、第六十四条、第六十五条 (第一号を除く。) 及び第六十六条の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七条の規定

四 船員職業安定法 第百一条から第百十五条までの規定

五 出入国管理及び難民認定法 (昭和二十六年政令第三百十九号) 第七十一条の三、第七十一条の四、第七十三条の二、第七十三条の四から第七十四条の六の三まで、第七十四条の八及び第七十六条の二の規定

六 最低賃金法 (昭和三十四年法律第三百三十七号) 第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定

七 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 (昭和三十九年法律第百三十二号) 第四十条第一項 (第二号に係る部分に限る。) の規定及び当該規定に係る同条第二項の規定

八 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (昭和五十一年法律第三十三号) 第四十九条、第五十条及び第五十一条 (第二号及び第三号を除く。) の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定

九 賃金の支払の確保等に関する法律 (昭和三十九年法律第三十四号) 第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定

十 労働者派遣法 第五十八条から第六十二条までの規定

十一 港湾労働法 (昭和六十三年法律第四十号) 第四十八条、第四十九条 (第一号を除く。) 及び第五十一条 (第二号及び第三号に係る部分に限る。) の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定

十二 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律 (平成三年法律第五十七号) 第十九条、第二十条及び第二十一条 (第三号を除く。) の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二條の規定

十三 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 (平成三年法律第七十六号) 第六十二条から第六十五条までの規定

十四 林業労働力の確保の促進に関する法律 (平成八年法律第四十五号) 第三十二条、第三十三条及び第三十四条 (第三号を除く。) の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定

十五 労働者派遣法第四十四条第四項の規定により適用される労働基準法 第百十八条、第百十九条及び第百二十一条の規定、船員職業安定法 第八十九条第七項の規定により適用される船員法 第百二十九条から第百三十一条までの規定並びに労働者派遣法 第四十五条第七項の規定により適用される労働安全衛生法 (昭和四十七年法律第五十七号) 第百十九条及び第百二十二条の規定

申請書印刷

クリア

省令様式第 1 号 (本体) : 8 / 8 ページ

【提出】技能実習計画 認定申請書
★申請時には本ページも印刷して提出頂くようお願いいたします★

進行管理スキャン用



2020/4/1

省令様式第 1 号 (別紙 1)

別記様式第 1 号 (第 4 条第 1 項関係) 別紙 1

(日本工業規格 A 列 4)

役員の名、役職名及び住所

申請者の氏名又は名称	外国人技能実習機構株式会社
1 番目の申請者 (本体に記入した申請者は1番目の申請者)	1 ページ (1 人目～ 8 人目)

※正しいページ番号を入力してください。

	(ふりがな) 氏名	役職名	住所
1	きこう たろう 機構 太郎	代表取締役	〒 108-0022 東京都 港区 海岸 3-9-15 LOOP-X 3階
2	きこう はなこ 機構 花子	常務取締役	〒 108-0022 東京都 港区 海岸 3-9-15 LOOP-X 3階
3	きこう じろう 機構 次郎	取締役	〒 108-0022 東京都 港区 海岸 3-9-15 LOOP-X 3階
4	きこう さぶろう 機構 三郎	取締役	〒 108-0022 東京都 港区 海岸 3-9-15 LOOP-X 3階
5	きこう しろう 機構 四郎	取締役	〒 108-0022 東京都 港区 海岸 3-9-15 LOOP-X 3階
6	きこう ごろう 機構 五郎	取締役	〒 108-0022 東京都 港区 海岸 3-9-15 LOOP-X 3階
7			〒
8			〒

申請書印刷

クリア

(2) 軽微変更届

省令様式第3号：1 / 3ページ

別記様式第3号(第17条関係)		(日本工業規格A列4)	
		※ 軽微届出受理番号	
技能実習計画 軽微変更届出書			
		2020 年 4 月 1 日	
外国人技能実習機構 理事長 殿		届出者 外国人技能実習機構株式会社	
(団体監理型技能実習に係るものである場合の指導証明)			
		監理団体 法厚協同組合 理事長 組合太郎	
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第17条の規定により下記のとおり認定計画の軽微な変更の届出をします。			
記			
1 認定番号		認1904999999	
2 認定年月日		2020 年 1 月 2 日	
3 届出者	①実習実施者届出受理番号	実1904999999	
	(ふりがな)	がいこくじんぎのうじっしゅうきこうかぶしきかいしゃ	
	②氏名又は名称	外国人技能実習機構株式会社	
③住所	〒 108-0022 東京都 港区 海岸 3-9-15 LOOP-X 3階 (電話 03-9999-9999)		
4 技能実習生	①氏名	ローマ字	TEI HEIOTU
		漢字	丁 丙乙
	②国籍(国又は地域)	中国	
	③生年月日、年齢及び性別	1990 年 1 月 1 日 (30 才) 性別 (<input type="radio"/> 男 ・ <input checked="" type="radio"/> 女)	

省令様式第3号：2 / 3ページ

項目	変更前	変更後	変更年月日
5 認定計画の 軽微な変更の 内容	実習実施者住所変更 東京都千代田区麩が関9-9-9	東京都港区海岸3-9-15 LO OP-X3 陸	2020 年 4 月 1 日
6 備考	1. 本申請に係る担当者 ①氏名 ○○○○ ②職名 総務課長 ③連絡先 03-9999-9999 2. 軽微な変更の届出が必要となった理由 本社住所移転のため		

(注意)

- ※印欄には、記載をしないこと。
- 3欄の①は、この申請を行うまでに、既に法第17条の規定による実施の届出を行い、実習実施者届出受理番号を得ている者については記載すること。
- 4欄の①は、ローマ字で旅券（未発給の場合、発給申請において用いるもの）と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
- 5欄は、軽微な変更の内容が分かるよう必要に応じ認定計画の該当箇所を別紙として添付するなど、具体的に記載すること。
- 6欄には、軽微な変更の届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先のほか、軽微な変更の届出が必要となった理由を併せて記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

申請書印刷 クリア

省令様式第3号：3 / 3ページ

【提出】技能実習計画 軽微変更届出書
★申請時には本ページも印刷して提出頂くようお願いいたします★



2020/4/1

(3) 事業報告書

省令様式第23号：1/4ページ

別記様式第23号（第55条第2項関係）		（日本工業規格A列4）	
		※ 事業報告受理番号	
事 業 報 告 書			
		2020 年 2 月 2 日	
外国人技能実習機構 理事長 殿		提出者 機構 太郎	
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第42条第2項の規定により、下記のとおり監理事業に関する事業報告書を提出します。			
記			
1 報告対象技能実習事業年度	2018 年度（2018 年 4 月 1 日～2019 年 3 月 31 日）		
2 許可番号	許1804999999		
3 監理 団体	(ふりがな) ①名称	ほうむこうろうきょうどうくみあい 法務厚労協同組合	
	②住所	〒 999-9999 東京都港区海岸〇-〇-〇 (電話 03-0000-0000)	
4 監理 事業を 行う事 業所	(ふりがな) ①名称	ほうこうきょうどうくみあい 法厚協同組合	
	②所在地	〒 999-9999 東京都港区海岸〇-〇-〇 (電話 03-0000-0000)	
	③事業所枝番号	0001	
5 実習監理した団体監理型実習 実施者の数	団体監理型実習実施者 16人/法人		
6 実習監理した団体監理型技能 実習生の数	計 105人（第1号 30人、第2号 50人、第3号 25人）		
7 実習監理した団体監理型技能 実習生の国籍（国又は地域）及び 人数	ベトナム	50人	
	中国	30人	
	フィリピン	20人	

省令様式第23号：2/4ページ

8 監理事業の実務に従事した職員の数		合計 4人 (常勤職員 2人 非常勤職員 2人)					
9 実施体制	① 監理責任者の講習受講歴	受講者名	受講講習名	受講年月日			
	② 監理責任者以外の役職員の講習受講歴	技能 太郎	監理責任者等講習	2018年2月1日			
		技能 次郎	監理責任者等講習	2019年1月2日			
10 技能検定等受検状況	試験区分		受検対象者数(A)		合格者数(B)	合格率(B/A)	
			(a) 修了者数	(b) やむを得ない不受験者数	(A)=(a)-(b)		
	① 基礎級程度(第1号修了者)		30人	3人	27人	25人	92.6%
	② 3級程度(第2号修了者)	実技	25人	1人	24人	20人	83.3%
	③ 2級程度(第3号修了者)	実技	0人	0人	0人	0人	0%
	試験区分		受験者数(A)		合格者数(B)	合格率(B/A)	
	④ 3級程度(第2号修了者)	学科	20人		15人	75%	
⑤ 2級程度(第3号修了者)	学科	0人		0人	0%		
11 行方不明者の発生状況		行方不明者 4人 (行方不明率 3.8%)					
12 他の実習実施者における技能実習の継続が困難となった技能実習生の受入れ状況及び実習先変更支援ポータルサイトへの登録の有無		人数		5人			
		登録の有無		<input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無			
13 地域社会との共生に向けた取組の実施状況	概要						
	① 日本語学習支援						
	② 地域社会との交流の機会提供						
	③ 日本文化を学ぶ機会の提供						

人数・金額の合計や合格率・行方不明率は自動計算されません。

省令様式第23号：3/4ページ

14 監 理費 徴収 実績	①徴収した実習実施者数		15人/法人		
	②技能実習生1名当たりの の監理費の額		第1号技能実習生	第2号技能実習生	第3号技能実習生
			円/月	円/月	円/月
	③内訳		徴収額		支出額
	I 総計		円	円	円
	II 職 業紹 介費	計		円	円
		人件費		円	円
		交通費		円	円
		外国の送出機関へ 支払う費用		円	円
		その他 ()		円	円
	III 講 習費	計		円	円
		施設使用料		円	円
		講師及び通訳への 謝金		円	円
		教材費		円	円
		技能実習生に支給 する手当		円	円
		その他 ()		円	円
	IV 監 査指 導費	計		円	円
		人件費		円	円
		交通費		円	円
		その他 ()		円	円
V そ の他 諸経 費	計		円	円	
	()		円	円	
	()		円	円	
	()		円	円	
15 備考		担当者氏名：技能 太郎 連絡先 ××-××××-××××			

(注意)

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 1欄は、報告を行おうとする技能実習事業年度について記載すること。
- 3 4欄の③は、事業所枝番号がある場合について記載すること。
- 4 5欄は、報告対象技能実習事業年度内に実習監理した団体監理型実習実施者の数について記載すること。
- 5 6欄は、報告対象技能実習事業年度内に実習監理した団体監理型技能実習生の数について記載すること。

省令様式第 23 号：4 / 4 ページ

- 6 7 欄は、報告対象技能実習事業年度内に実習監理した団体監理型技能実習生の国籍（国又は地域）及び人数について記載すること。その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 7 9 欄は、報告対象技能実習事業年度内に講習を受講した者の全てについて記載すること。受講した者が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 8 10 欄は、実習監理した団体監理型技能実習生のうち報告対象技能実習事業年度内に各段階の技能実習を修了し、又は修了する予定であった技能実習生について記載すること。したがって、報告対象技能実習事業年度内に受検した者であっても、その段階の技能実習の修了予定が次技能実習事業年度の場合は、次技能実習事業年度の本報告書に計上すること。
また、やむを得ない不受検者とは、報告対象技能実習事業年度に技能実習を修了し、又は修了する予定であったが、実習実施者や監理団体の責めによらない行方不明、技能実習生の事情による途中帰国、技能実習生の病気や怪我により受検機会を逃した場合など、実習実施者や監理団体の責めによらない事情により、技能検定等を受検しなかった者をいう。
- 9 11 欄は、実習監理した団体監理型技能実習生のうち報告対象技能実習事業年度内に行方不明となった者について記載し、行方不明率については、7 欄の記載の対象となる実習監理した団体監理型技能実習生の数を分母として算出し記載すること。
- 10 12 欄は、他の監理団体が実習監理していた技能実習生のうち、新たに技能実習計画の認定を受けて実習監理を行うこととなった者について記載すること。
- 11 13 欄は、各項目について該当するものがあれば概要欄に記載した上、その内容が分かる別紙を必要に応じて添付すること。
- 12 14 欄の①は、報告対象技能実習年度内に徴収した実習実施者数について記載すること。
- 13 14 欄の②は、報告対象技能実習年度内に徴収した監理費について、技能実習の段階ごとの技能実習生 1 名当たりの額を算出した上、それぞれ 1 月当たりの平均額を記載すること。
- 14 14 欄の③は、監理費の内訳について記載すること。また、同欄の V は、II から IV に該当しないものがある場合には、費目を具体的に記載すること。
- 15 15 欄は、報告に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば、併せて記載すること。
- 16 一般監理事業に係る監理許可を受けた監理団体については、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第 31 条の基準を満たすことを明らかにする書類を添付すること。

申請書印刷

クリア